

ともに学び ともに育ち ともに生きるために

「子どもの権利条約」をふまえて

世界には、およそ24億人の子どもが暮らしています。その中には・・・

戦争で親を失った子ども	自ら兵士となって戦いに出る子ども
食べるものも住む場所もない子ども	学校にも行けずに働かなければならない子ども
病気で苦しんだりしている子ども	家族と離れて生活しなければならない子ども
暴力をうけたり、社会から無視されている子ども	・・・

さまざまな困難に遭遇している子どもたちがいます。

このような子どもたちの生命や生活を守り、世界のすべての子どもたちの幸せを保障するために、1989年11月、国連で「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が制定されました。日本政府はこの条約を1994年に批准し、世界で158番目の条約締結国となりました。

条約は、54条から成り、

世界中のすべての子どもたちが健康で、幸せに生きていくことをめざすものとなっています。

日本は世界の中では豊かな国の一つです。

しかし、子どもたちの状況はどうでしょうか・・・。

いじめやからかいによって傷つき、悩んでいたり、
学校に来られなくなったりする友だちはいませんか。
周りと違うということで差別を受け、悲しんでいる友だちはいませんか。
他の人からの暴力におびえている友だちはいませんか。

条約には、差別の禁止や教育への権利、思想・良心・宗教の自由など、皆さんにも関係のある条文がたくさんあります。子どもの権利条約を理解し、自分のまわりのことだけでなく、世界のことや、さらには自分の生き方を考えてもらいたいという願いから、条約の内容をわかりやすく紹介してみました。興味のある人は権利条約の本文を、読んでみましょう。(ユニセフのホームページで読むことができます。)



ふじキュン♡

**世界中のすべての子どもたちが
幸せになれるにはどうしたらよいのだろう？
友だちや家族と一緒に考えてみよう。**



藤沢市教育委員会

子どもの権利条約「4つの原則」

子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちがもっている「権利」について定めた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、子どもならではの権利も定めていることが特徴です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

1 差別の禁止(第2条)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



2 子どもの最善の利益(第3条)

子どもに関係あることが決められ、行われるときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



3 生命への権利(第6条)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



4 意見表明権(第12条)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



子どもの権利があるということは…

※「好き勝手にできる」「わがままでいい」ということではない。

子どもの権利があるからといって、何でも好き勝手にしていいというわけではありません。子どもは、保護者に守られ、育てられている存在です。精神的にも未熟な部分がたくさんあります。保護者には子どもを育てる責任があり、子どもの年齢に応じた適切なアドバイスをする責任があるのです。

※自分が尊重されるだけでなく、他の人の権利も尊重する。

私たちは、“社会”の中で生きています。一人ひとりが同じように“権利”を持っています。あなたの権利と同じように、周りの人たちの権利も大切にされなければなりません。権利を主張するということは、自分の意見を押し通すことではなく、「お互いの権利を尊重し合う」ということなのです。

※みんな平等に“生きる権利”を持っている。

生きる権利は「子ども」も「大人」も平等に持っています。私たちは一人ひとり、名前も、顔も、性格も、好きなものも、考え方も、ちがいます。しかし、一人ひとりの命の大切さに差はないのです。

子どもの権利条約には、
「生きる権利」
「守られる権利」
「育つ権利」
「参加する権利」
 に関する権利が定められています。

【第5条】
 親の指導を尊重
 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



【第8条】
 名前・国籍・家族関係が守られる権利
 国は、子どもが名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることの奪われることのないように守らなくてはなりません。

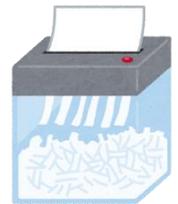
【第13条】
 表現の自由
 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



【第15条】
 結社・集会の自由
 子どもは、他の人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



【第16条】
 プライバシー・名誉の保護
 子どもは、自分の家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



【第19条】
 あらゆる暴力からの保護
 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

【第23条】
 障がいのある子ども
 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

【第24条】
 健康・医療への権利
 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



【第28条】
 教育を受ける権利
 子どもは教育を受ける権利をもっています。また、学校の決まりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

【第29条】
 教育の目的
 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限にのばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

【第31条】
 休み、遊ぶ権利
 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



学校が、だれもが楽しく安心して勉強できる場所であるためには、一人ひとりが、お互いのちがう点を認め合い、他の人の気持ちを考えて行動することが大切です。

ユニセフのホームページから見ることができます。

http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html

☆ 子どもの人権を尊重するために ☆ ～こども基本法の成立を受けて～

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、「生徒指導の取組上の留意点」(P32～)において、同法律の理解が大切であると示されています。

(*「生徒指導提要」(令和4年12月)から抜粋)

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています(第1条)。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められています。

*こども基本法の詳細について(こども家庭庁ホームページ)

右の二次元コードへ

子ども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



「子どもの権利条約」の条文(抜粋)

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

第4条 立法・行政その他の措置

第5条 親その他の者の指導

第6条 生命への権利

第7条 名前・国籍を得る権利

第8条 身元の保全

第9条 親からの分離禁止

第10条 家族再会

第11条 国外不法移送・不返還の防止

第12条 意見表明権

第13条 表現・情報の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

第16条 フライバシー・名誉の保護

第17条 情報へのアクセス

第18条 親の第一次養育責任

第19条 虐待・放任からの保護

第20条 代替的養護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子どもの保護・援助

第23条 障害児の権利の国際協力

第24条 健康・医療への権利

第25条 措置された子どもの定期的審査

第26条 社会保障への権利

第27条 生活水準への権利

第28条 教育への権利

第29条 教育の目的

第30条 少数者・先住民の子どもの権利

**第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的
生活への参加**

第32条 経済的搾取からの保護

第33条 麻薬・向精神薬からの保護

第34条 性的搾取・虐待からの保護

第35条 誘拐・売買・取引の防止

第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

第37条 自由を奪われた子どもの適正な取扱い

第38条 武力紛争における子どもの保護

第39条 心身の回復と社会復帰

第40条 少年司法

第41条 既存の権利の確保

※ 太字・下線は、今回とあげた条文です